

2022年3月31日
第3回著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 資料2
(SARTRAS 作成)

議題2 授業目的公衆送信補償金制度に関する現状報告

(1) 授業目的公衆送信補償金申請状況

今年度の授業目的公衆送信利用につきましては、2月28日現在での申請状況は本日の資料3のとおりです(3月31日現在の今年度最終集計は後日できましたらお送りします)。これら申請によります補償金請求額総額は同日現在約48億8千万円(高等教育機関設置者より約26億3千万円、初等中等教育機関設置者より約22億5千万円)となっております。ご申請をいただきました教育機関設置者のみなさまにおかれましては、本制度へのご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げる次第です。

なお、来年度につきましては、来る4月1日より申請窓口システムTSUCAO(つかお)を、ご要望を踏まえ一部機能(一部の学校種における一括申請機能等)を付加して更新し、2022年度分のご申請をいただけるようにいたします。2022年度授業目的公衆送信補償金制度をご利用の教育機関設置者のみなさまにおかれましては、授業目的公衆送信補償金規程に基づき5月1日に在学する人数を基に補償金算定対象者数をご申請いただければと存じます。

(2) 利用報告・分配

補償金の分配のために必要な利用報告につきましては、2021年度ご利用分につき、お願いいたしました教育機関設置者のみなさまより順次ご提出をいただいております。こちらにつきましても、お忙しい中ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。引き続き、実際の分配を担うことが予定されております著作権等管理事業者や権利者団体等におきまして、来年9月の権利者への分配を目指し、権利者特定の整備作業を進めているところです。

来年度の利用報告につきましては、本年度の経験を踏まえ一部改良を加え

つつ、基本的には本年度と同様の方式にて2022年3月までには利用報告をお願いしたい全対象教育機関の設置者の方へ御案内させていただきました。御案内のありました設置者のみなさま、対象の教育機関の先生方には、改めてご協力を賜りますようお願いいたします。

(3) 共通目的事業

「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」（以下「共通目的事業」という。）として、どのような事業を実施するかにつきましては、3月22日に募集要項を公表し、助成事業につき公募させていただいております。もし本事業の趣旨に沿った事業をご計画の場合は、ぜひご応募ください。

(4) ライセンスの検討状況

SARTRASでは、引き続き文化審議会著作権分科会報告書にある「権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズに応じていく」ため、高等教育専門ワーキング・グループにてお示しいただきました、「包括ライセンスの案」など具体的なニーズを基に、独禁法の定めにも配慮したSARTRASライセンスの検討を継続しております。

この過程で、引き続き授業目的公衆送信補償金制度では著作物を利用できない「教育現場の著作物利用のニーズ」について、お聞かせいただければと考えております。こちらにつきましては、引き続き以下の連絡先アドレスまでお寄せいただければと存じます。

(連絡先)

sartras_info@sartras.or.jp

以上